

第 1 章 計画策定の趣旨等

第 1 節 計画策定の趣旨

本県では、「循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築」と「廃棄物の削減による環境への負荷の低減」を基本理念におき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）及び国が定める廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 13 年 5 月環境省告示第 34 号。以下「国の基本方針」という。）に基づいて、平成 19 年 3 月に第 2 次岡山県廃棄物処理計画（平成 18～22 年度）を策定し、県内における廃棄物の減量化、リサイクル及び適正処理に関する施策を展開してきました。

その後の我が国の状況を見ると、数次にわたる廃棄物処理法や各種リサイクル法の改正等の対策は、相当程度の効果はあったものの、廃棄物排出量のさらなる削減や、不適正処理等への対応が強く求められており、また、近年は、世界的な資源制約の顕在化や、地球環境問題への対応も急務となっています。さらには、東日本大震災を契機に大量生産、大量消費の見直しをはじめ、環境に対する関心、意識の高まりが見られるところです。こうした今日的な様々な状況変化に対応し、諸課題の解決を図るべく、循環型社会への転換をさらに進めていく必要が生じています。

一方、県においては、平成 15 年 4 月に産業廃棄物処理税を導入し、その税収を不法投棄対策の強化等の施策に活用するとともに、平成 16 年 3 月に国の承認を受けた岡山エコタウンプランに基づく各種事業を実施してきました。また、平成 20 年 3 月には新岡山県環境基本計画（エコビジョン 2020）を策定し環境行政に取り組んできました。

第 3 次岡山県廃棄物処理計画は、これまでの取組により循環型社会への転換が一定程度進んできたことを背景として、社会が資源循環等を基調としてより持続的、安定的に発展し、より良い環境を県民が総じて享受できる社会づくりを目指すこととし、副題として「より良い環境に恵まれた持続可能な循環型社会へ」を掲げ、第 2 次計画の目標や各施策等の進捗状況を可能な限り最新の情報・データ等を活用して点検した上で、新たな 5 年間（平成 23～27 年度）を計画の期間とし、本県の廃棄物・循環資源に関する行政の基本的方向を定めるとともに、県民、市町村、事業者、処理業者など関係者すべての指針とするものです。

第2節 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき、国の基本方針に即して定めるもので、策定に当たっては、上位計画である第3次おかやま夢づくりプラン、新岡山県環境基本計画（エコビジョン2020）等にも配慮することとします。本計画の位置付けと循環型社会形成推進のための法体系は、次のとおりです。

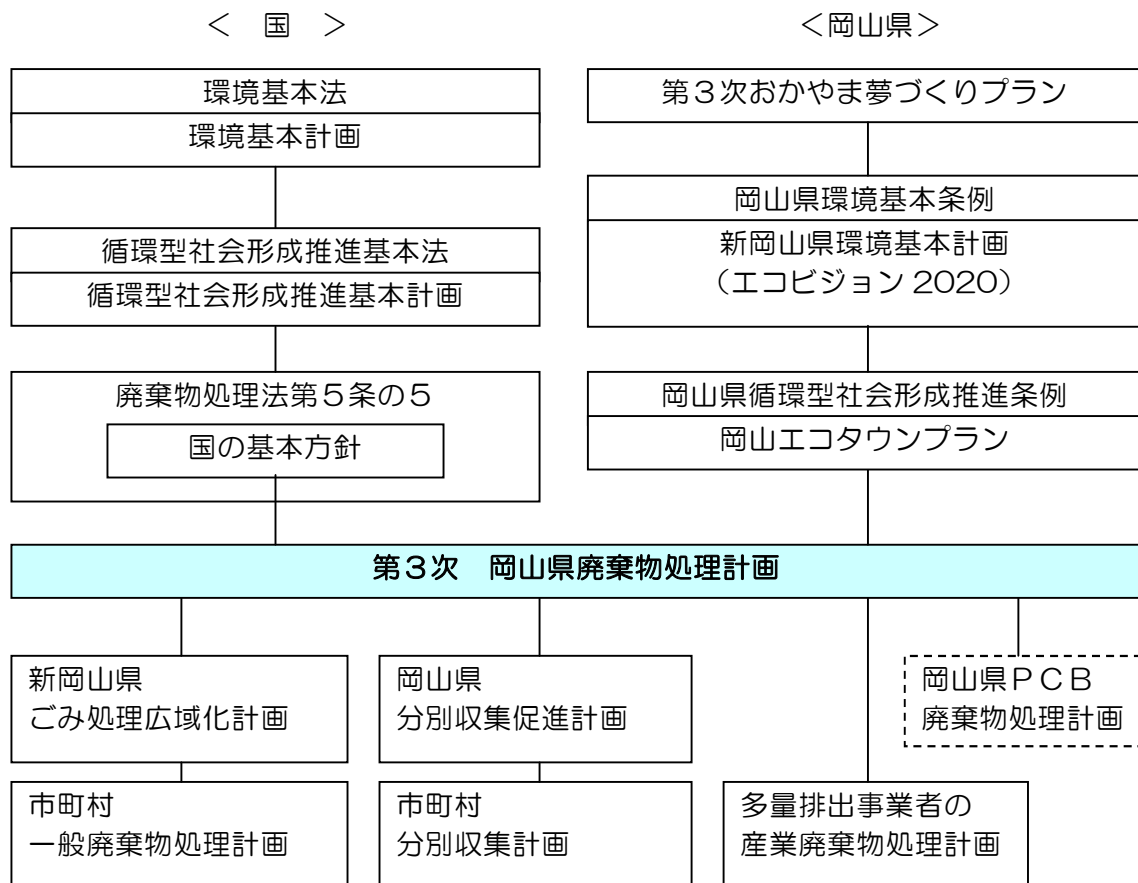


図 1-2-1 廃棄物処理計画の位置付け

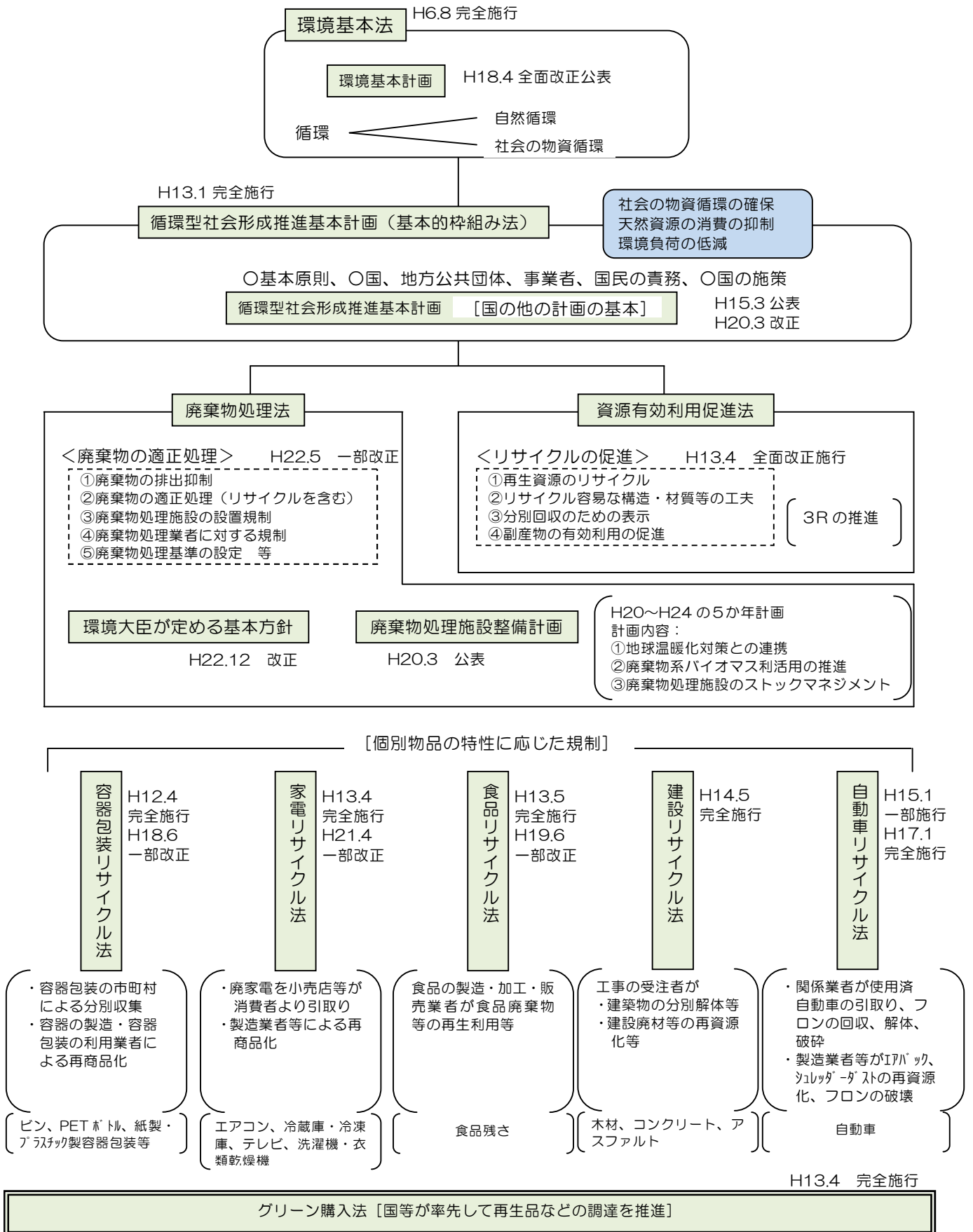


図 1-2-2 循環型社会形成推進のための法体系

第3節 計画の期間

本計画の期間は、平成 23(2011)年度を初年度とし、平成 27(2015)年度を目標年度とする5年間とします。

なお、廃棄物を取り巻く社会情勢、法改正など本計画策定の前提となっている条件に大きな変化が生じた場合は、計画期間内であっても必要に応じて、計画の見直しを行うものとします。